

地域おこし協力隊の現状と課題

正岡利朗*

The situation and prospective problems of Community-Reactivating Cooperator Squad

Toshiro Masaoka

要約

2009（平成 21）年度より開始された「地域おこし協力隊」制度は、その後、順調に地方自治体への導入が拡大し、2017（平成 29）年現在、隊員数は 4,000 名を超えるまでになっている。本論では、この制度の概要について、移住促進施策の視点より説明し、その上で現時点までの定住・定着の状況等に言及し、さらに想定される課題について指摘する。

キーワード：地域おこし協力隊、移住促進施策

(Abstract)

The *Community-Reactivating Cooperator Squad* system was started in 2009, the adoption of which took place by local governments, and has increasingly become smoother over time. In this paper, I explain a summary of this system from the viewpoint of emigration promotion measures. I then mention the ratio of how many people continue living in the local area among members who belonged to this system. Furthermore, I intend to point out some prospective problems.

Keywords : Community-Reactivating Cooperator Squad, emigration promotion measures

1. 地域おこし協力隊制度について

1. 1 制度の概要

「地域おこし協力隊」制度とは、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」によれば、「地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る取組について、地方自治体が意欲的・積極

的に取り組むことができるよう、総務省として必要な支援を行う」[1]制度である。

すなわち、①人口減少などの課題を抱える地方自治体（主に市町村であるが、都道府県も取組可能）が、都市地域に在住している者を隊員として募集し、多自然居住地域（離島や中山間部）等の条件不利地域に住民票を移し、生活の拠点を移した者が存在すること、②その隊員が概ね1年以上3年以下を任期として、当該地域に居住し、地域協力活動を行うこと、③隊員が任期終了後、継続して当該地域に定住・定着をすることができるように地方自治体が配慮すること、を要件として、そのような地方自治体に総務省が事後的に財政及びその他の支援措置を講じるという制度である。

総務省の行う支援措置についてさらに言及する。まず、財政支援措置については、「地域おこし協力隊員の活動に要する経費」を、隊員1人当たり400万円を上限に助成する。このうち、隊員の報酬へ200万円（2015（平成27）年より250万円）までを充てることができる。その他に、「地域おこし協力隊員等の起業に要する経費」を、1人当たり100万円を上限に、「地域おこし協力隊員の募集等に要する経費」を、1自治体当たり200万円を上限に、それぞれ助成する。

その他の支援措置としては、「地域おこし協力隊ビジネスアワード事業」[11]、「地域おこし協力隊受入態勢・サポート態勢モデル事業」[8][10]、「地域おこし協力隊ビジネススタートアップモデル事業」[9]、「地域おこし協力隊サポートデスク」等、同制度を円滑に運用するための各種支援が挙げられる。これらを鑑みるに、地方自治体にとっては、制度をうまく活用すれば、自らの財政負担なしに地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援、農林水産業への従事、住民の生活支援などに隊員を活用でき、このことにより当該地域の活性化を図ることができ、さらには移住実績にもなるという、きわめて魅力的な制度であると言える。

1.2 地域支援施策での位置づけ

総務省HPにおいては、2017（平成29）年時点では「地域力の創造・地方の再生」施策として20メニューが挙げられている。その中で、地域おこし協力隊制度は「地域経済好循環推進プロジェクト」などの他4施策とともにとくに強調されており、2017（平成29）年時点での主要施策として位置づけられている。その理由は、現在、総務省が推進している移住施策を補完するものであり、さらに言えば、地方自治体内の多自然居住地域が渴望する「若年人口」の移住促進策とほぼ同義であるからである。ただし、それゆえに、他の移住促進策と同様、受入を行う地方自治体側がどのような受入メニューを用意するかといった各地域の創意工夫が、応募実績にストレートに結びつく可能性も高いであろう。

地域おこし協力隊制度と類似の制度として「集落支援員」制度がある。¹その活動内容は、地域おこし協力隊の行う地域協力活動と、2017（平成29）年時点ではほぼ同様と理解する

¹ なお、農林水産省にも「地域おこし協力隊（旧田舎で働き隊）」制度があるが、本論では、総務省施策について言及する。

ことができ、財政支援措置についても、(専任) 支援員 1 人当たり 350 万円を上限に助成するとしている。両者の主な相違点は、制度の趣旨より、地域おこし協力隊が当該地方自治体以外の人材(都市住民)を採用するのに対して、集落支援員が当該地方自治体内の人材を主に採用することであり、それゆえに移住実績とは直接に結びつかない。この理由により、移住促進施策に焦点を置く本論では、紹介に止めることにする。²

1. 3 制度の発足や自治体への浸透状況

地域おこし協力隊制度は、民主党政権時に「地域力創造プラン(鳩山プラン)」での取組の一つとして発足し、2009(平成 21)年 3 月に地域おこし協力隊推進要綱が制定され、これを受けた一部自治体での募集が開始された。当初はまだ制度趣旨が十分浸透しておらず、取組自治体数は少なかったものの、その後は採用隊員数とともに、順調な増加基調が見られる(表 1、2)。

表 1 取組自治体数の推移

| | 自治体数 | 増加率 |
|--------|------|------|
| 2009年度 | 31 | — |
| 2010年度 | 90 | 290% |
| 2011年度 | 147 | 163% |
| 2012年度 | 207 | 141% |
| 2013年度 | 318 | 154% |
| 2014年度 | 444 | 140% |
| 2015年度 | 673 | 152% |
| 2016年度 | 886 | 132% |

(資料)総務省 HP 情報に基づき筆者作成。

表 2 隊員数(全国合計)の推移

| | 隊員数 | 増加率 |
|--------|-------|------|
| 2009年度 | 89 | — |
| 2010年度 | 257 | 289% |
| 2011年度 | 413 | 161% |
| 2012年度 | 617 | 149% |
| 2013年度 | 978 | 159% |
| 2014年度 | 1,511 | 154% |
| 2015年度 | 2,625 | 174% |
| 2016年度 | 3,978 | 152% |

(資料)表1に同じ。

なお、各地方自治体における採用人数に制限はなく、相当なばらつきが見られる。また、10 名以上が活躍している自治体は、2012(平成 24)年度で 5、2016(平成 28)年度では 70 を数える。都道府県別に隊員数を集計すると、2016(平成 28)年度で、北海道(540 人)、長野県(315 人)、島根県(219 人)、高知県(158 人)、岡山県(155 人)がベスト 5 である。参考までに、四国での取組自治体と隊員数を示す(表 3)。

2. 地域おこし協力隊隊員について

2. 1 隊員の状況

次に地域おこし協力隊隊員の状況について言及する。使用する資料は、総務省が公表している総務省地域力創造グループ [2] (以下、2010(平成 22)年度調査)、[12] (以下、2017(平成 29)年度調査)で、最初期の状況と最新の状況を比較するものである。なお、

² 集落支援員についても、当該地方自治体以外の人材を採用することは可能であり、さらに、専任支援員数も 2016(平成 28)年時点で 1,158 名とかなり多い。また、地域おこし協力隊とは異なり、任期の定めがない。このことにより、地域おこし協力隊の隊員が任期終了後、同一地域で引き続き集落支援員として活動することも可能である。

表3 四国での取組自治体と隊員数（2016年度）

| 徳島県 | 隊員数 | 香川県 | 隊員数 | 愛媛県 | 隊員数 | 高知県 | 隊員数 |
|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| 鳴門市 | 3 | 香川県 | 2 | 松山市 | 4 | 室戸市 | 4 |
| 小松島市 | 3 | 高松市 | 3 | 今治市 | 14 | 安芸市 | 5 |
| 阿南市 | 3 | さぬき市 | 3 | 宇和島市 | 6 | 南国市 | 3 |
| 吉野川市 | 1 | 東かがわ市 | 5 | 八幡浜市 | 4 | 土佐市 | 6 |
| 美馬市 | 4 | 土庄町 | 2 | 新居浜市 | 3 | 須崎市 | 4 |
| 三好市 | 3 | 小豆島町 | 4 | 大洲市 | 2 | 宿毛市 | 3 |
| 勝浦町 | 3 | 直島町 | 2 | 伊予市 | 3 | 土佐清水市 | 9 |
| 上勝町 | 7 | 琴平町 | 5 | 西予市 | 9 | 四万十市 | 11 |
| 佐那河内村 | 3 | まんのう町 | 2 | 東温市 | 4 | 香美市 | 1 |
| 神山町 | 5 | 計 | 28 | 上島町 | 3 | 東洋町 | 2 |
| 那賀町 | 10 | | | 久万高原町 | 4 | 奈半利町 | 2 |
| 牟岐町 | 4 | | | 砥部町 | 1 | 田野町 | 3 |
| 美波町 | 4 | | | 内子町 | 6 | 安田町 | 2 |
| 海陽町 | 7 | | | 伊方町 | 2 | 本山町 | 4 |
| 上板町 | 2 | | | 松野町 | 6 | 大豊町 | 5 |
| つるぎ町 | 2 | | | 鬼北町 | 2 | 土佐町 | 6 |
| 計 | 64 | | | 計 | 73 | 大川村 | 3 |
| | | | | | | いの町 | 3 |
| | | | | | | 仁淀川町 | 5 |
| | | | | | | 中土佐町 | 2 |
| | | | | | | 佐川町 | 22 |
| | | | | | | 越知町 | 13 |
| | | | | | | 日高村 | 2 |
| | | | | | | 津野町 | 3 |
| | | | | | | 四万十町 | 20 |
| | | | | | | 大月町 | 7 |
| | | | | | | 三原村 | 2 |
| | | | | | | 黒潮町 | 6 |
| | | | | | | 計 | 158 |

(資料)表1に同じ。

2010（平成22）年度調査では2010（平成22）年11月1日時点で地域おこし協力隊員として従事している230名が、2017（平成29）年度調査では2017（平成29）年3月31日までに地域おこし協力隊員として任期終了した2,230名がそれぞれ対象となっている。

まず、男女比については、2010（平成22）年度調査では男性71%、女性29%だったものが、2017（平成29）年度調査では男性63%、女性37%と女性の比率が上昇している。次に、年齢構成比については、2010（平成22）年度調査では20歳代42%、30歳代37%、40歳代13%、50歳代6%、60歳代以上2%だったものが、2017（平成29）年度調査では20歳代37%、30歳代39%、40歳代18%、50歳代6%、60歳代以上2%と、20歳代に減少が、40歳代に増加が見られる。

そして、形態別では、2010（平成22）年度調査ではIターン80%、Jターン16%、Uターン4%と、ほとんどがIターン者というのが実情である。なお、2010（平成22）年度調査以降、この質問項目を盛り込んだ調査は実施されていない。

2.2 募集と応募の状況

地域おこし協力隊隊員の募集については、「JOIN（（一社）移住・交流推進機構）」内の特設ページ（<https://www.iju-join.jp/chiikiokoshi/>）に、各時点で募集されている各地方自治体の隊員募集情報が随時公開されている。その情報としては、（それぞれの地域特性を踏まえた）業務概要、募集対象、勤務条件、審査方法などが同一フォーマットで提供され

ている。地域や業務について条件検索をすることもでき、応募者はこれらを比較参照することで、複数の応募先を検討することが可能である。³多くの募集ケースで、宿舍は無償提供、週5日勤務、報酬月額は17万円程度となっており、また、他の業務との兼業が可能な場合もある。

次に応募の状況については、制度開始当初より各地方自治体単位の（年間を通じての）随時の募集であるため、全体の応募倍率等は集計できない。応募前の職業については、2010（平成22）年度調査によると、約6割が職業に就いており、一方、無職者が20%、学生が14%である（図1）。応募動機については、2010（平成22）年度調査によると、「職に就きたい」がもっとも多く、230名中108名が回答している（図2）。なお、2010（平成22）年度調査以降、この質問項目を盛り込んだ調査は実施されていない。

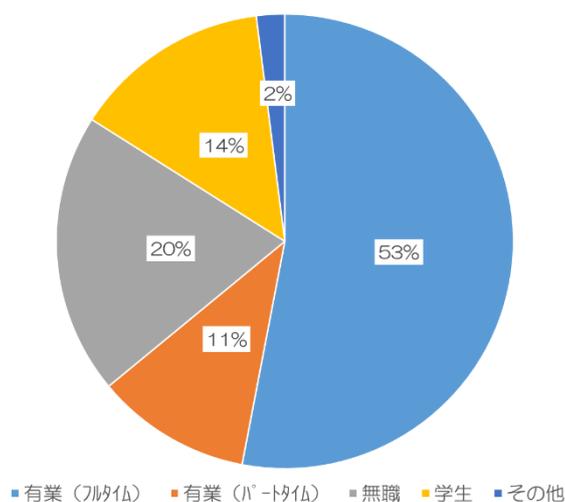


図1. 応募前の職業
（資料）総務省地域力創造グループ[2]に基づき筆者作成。

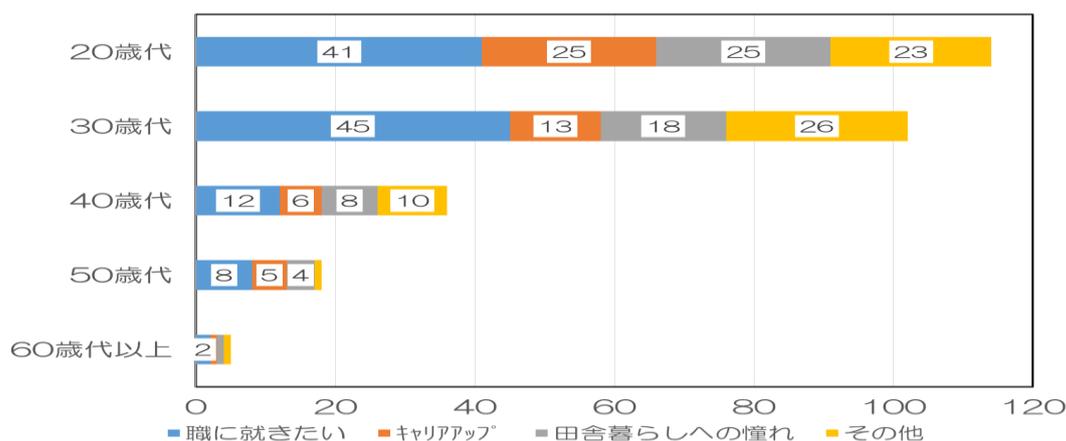


図2. 応募した動機（複数回答）
（資料）図1に同じ。

³ 大都市で開催される「各種移住フェア」などにおいても、地方自治体によっては地域おこし協力隊の募集を行っている場合がある。応募者としては、直接の説明を聞くことができる機会であり、すでに活動している隊員がリクルート役を担っていることも多い。

2. 3 地域定着の状況

地域おこし協力隊任期終了後の動向についての調査は、総務省地域力創造グループにより[3]（以下、2011（平成23）年度調査）、[4]（以下、2013（平成25）年度調査）、[7]（以下、2015（平成27）年度調査）、[12]（以下、2017（平成29）年度調査）の4回実施されている。いずれの調査でも6割程度が活動地付近（同一市町村及び近隣市町村）に定住している。最新の調査である2017（平成29）年度調査の結果を示す（図3）。

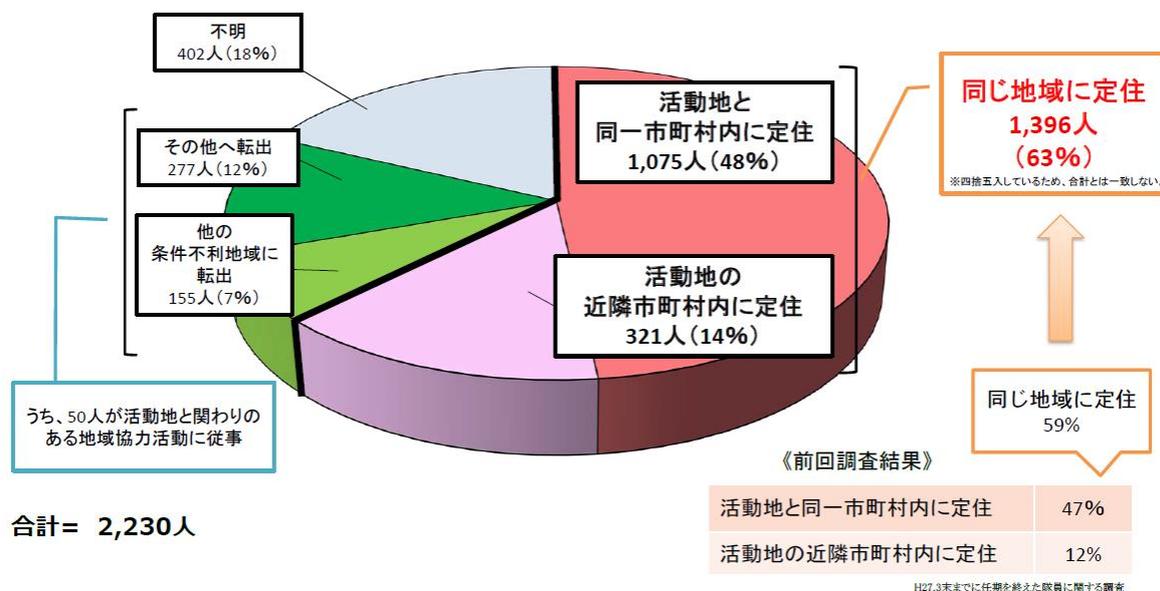


図3. 任期終了後の動向
（資料）総務省地域力創造グループ[12]より引用。

定住した隊員の男女比は、2017（平成29）年度調査で6対4であるが、各年代で男性よりも女性の方が若干定住する割合が高い。また、20歳代の定住率は5割程度であるが、年代が上がるにつれて定住率が高くなる傾向にある。

表4. 活動地と同一市町村内に定住した者の進路

| | 2011年 | 2013年 | 2015年 | 2017年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| 起業 | 7% | 9% | 17% | 29% |
| 就業 | 42% | 53% | 47% | 47% |
| 就農等 | 45% | 26% | 18% | 14% |
| その他 | 4% | 8% | 16% | 8% |
| 未定 | 1% | 4% | 2% | 1% |
| 合計 | 100% | 100% | 100% | 100% |

（資料）総務省地域力創造グループ[3]、[4]、[7]、[12]に基づき筆者作成。

活動地と同一市町村内に定住した者の進路は、2017（平成29）年度調査で「起業」が29%となっており、2015（平成27）年度調査では17%、2013（平成25）年度調査では9%であったことから、経年的に顕著に増加していると言える（表4）。この起業の内容については、2017（平成29）年度調査では、下記のような状況となっている。

- 飲食サービス業（古民家カフェ、農家レストラン等） 49名
- 小売業（パン屋、鮮魚の移動販売、山菜等の通信販売等） 30名
- 宿泊業（ゲストハウス、農家民宿等） 28名
- まちづくり支援業（集落支援、地域ブランドづくりの支援等） 26名
- 観光・移住交流業（ツアー案内、日本文化体験等） 21名
- 出版・広告業（ライター・広報作成等） 19名
- クリエイター・デザイナー業（Webデザイン、映像クリエイター等） 12名
- 6次産業（猪や鹿の食肉加工・販売、ホオヅキの生産・加工・販売等） 11名
- 整体・ヨガ・鍼灸 7名

また、全調査時点において、約半数が「就業」している。この就業の内容については、2017（平成29）年度調査では、下記のような状況となっている。

- 観光関係（旅行業・宿泊業等） 64名
- 地域づくり・まちづくり支援関係 55名
- 農林漁業関係（農業法人、森林組合等） 43名
- 医療・福祉関係 33名
- 移住・交流関係 19名
- 6次産業関係 18名
- 食料品小売業 14名
- 飲食店 13名
- 食料品製造業 11名

なお、2015（平成27）年度調査においては、2013（平成25）年度調査時に活動地付近に定住していた者204名のうち199名がその後も同じ地域に定住しているとの結果が出ている。つまり、一度定住した者は、引き続き定住し続ける傾向にあると言える。ただし、2015（平成27）年度調査以外では、この質問項目を盛り込んだ調査は実施されていない。

3. 想定される課題

2. 1～2. 3を通じて明らかになった状況について、これまでにいくつかの地方自治体に対して行ったヒアリング調査⁴の結果を加味して、隊員、地方自治体のそれぞれについて想定される課題を考察してみる。

3. 1 想定される課題（隊員について）

まず、隊員の応募時から在任中については、以下のように想定される。

①隊員の応募態度

上述したヒアリング調査において、「最近の応募者は他の地方自治体にも応募しているのが普通である」との回答が多数あった。すなわち、同時期に募集している複数の地方自治

⁴ 2017（平成29）年2月26～28日にかけて、高知県庁、高知県本山町、大豊町、南国市、室戸市に対して行った。

体にエントリーし、内定を受けた自治体の中から、より条件の良い、あるいは自分に合った自治体に採用されるということである。図2において、応募した動機を示したが、「職に就きたい」がもっとも多いという結果であった。このことより、活動地に対する思いなどは希薄で、単なる「就職（転職）」に近い感覚で捉えている隊員が相当いることが想定される。この状況が現在も続いているようであれば、全体の募集数が顕著に増加した状況下では、図3で見た、任期終了後の約6割が活動地付近に定住するという動向については、今後、定住率が低下する傾向を辿るのではないだろうか。

② 地方自治体等との関係

在任中については、地方自治体との関係がうまくいかないなど、ネガティブな事例報告もかなりヒットする（例えば、[14]、[15]）。また、上述したヒアリング調査においても、休日返上で地域イベントに駆り出され、トレーニング不足のまま、当該活動地での将来展望を描けなくなってしまったなどのケースも散見された。そのような事態に陥らないよう、地域サポート人ネットワーク全国協議会[5]では、導入後の運用に関する各種のチェックリストを設けているが、自治体内外のさまざまなステークホルダーがそれぞれのタイミングで登場してくる現実においては、このチェックリスト項目を随時チェックしていくということは至難の業であろう。

次に、隊員の任期終了後の活動地定着については、以下のように想定される。

③ 多自然居住地域での就業

通常に移住者に比べて住居の確保は有利だが、多自然居住地域での職業の確保は通常に移住者と同様、ハードルが高い。職業的イメージシンボルとしては農林水産業が第一に挙げられるが、現実には多自然居住地域は条件的に不利であり、これのみでは生計が維持できにくい。地域住民を対象にする各種生活関連サービス業も同様である。

2. 3において示した「就業」の内容は、その多くが地方自治体等と関連の深いものであり、上述したヒアリング調査においても、同様の傾向があることを確認した。さらに「起業」する場合は、活動地付近の需要の限界から「地産外商」を目指さねばならないが、農工商連携、地域資源活用の取組とも大半は長続きせず、精彩を欠くものに止まっていることが多い。⁵そして、起業を支援する国の政策として、市町村が民間の創業支援事業者（商工会議所等）と連携して、創業支援を実施する「創業支援事業計画」がある。⁶この計画では、創業スクールなどの各種創業支援メニューがあり、これらを受講し各種の経営知識やノウハウを獲得することで、任期終了後の隊員が起業した際の助力になるものと思われるが、このような事業の存在を知り、現実を受講している隊員は、勤務時間の制約や活動地付近に受講施設が存在しないなどの理由により、それほど多くはないのではないかと想定される。

⁵ 総務省地域力創造グループ[11]は、このことについてモデルとなる取組事例を扱っているが、これらの内容は、多くの移住者が起業として取り組んできたものとそれほど大きな相違はなく、それであれば、今後「ビジネス」にまで昇華させるためには相当な努力を要するものと思われる。

⁶ 同計画の概要については、<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/index.html>などを参照。

④長期にわたる定着

2. 1で見たように、隊員の大半はIターン者であるのが実情である。そして、2. 3で見たように、現時点では一度定住した者は引き続き定住し続ける傾向にあるといえる。しかし、これはまだ第1回目（定着2年後）の調査であり、真の意味での定着とまでは言えず、今後、5年、10年と継続して定着するかどうかは予断を許さない。⁷とくにIターン者の場合、もともと当該活動地との地縁が薄いことから、U、Jターン者よりも再び他地域に転出する可能性が大きいものと考えられる。

3. 2 想定される課題（地方自治体について）

地方自治体側も「手探り状態」であることに起因するさまざまな課題が想定される。個別自治体の意識・実情は外からは見えにくいだが、移住施策と同様と考えるならば、現在進行形であることは容易に想定できる。ヒトにまつわる制度ならではの困難性がある。

①人材の確保

各地方自治体の地域おこし協力隊隊員の募集については、2. 2で見たように、JOIN（（一社）移住・交流推進機構）内の特設ページで公開されるのが通常である（これに加えて、各種移住フェアでのリクルートもある）。このページ内において、長きにわたり募集状態にある自治体や短いスパンで同様の募集を繰り返している自治体が存在する。これらの中には、募集条件にあまり魅力がなく、隊員を募集しても応募が集まらないか、応募があったとしても、各種のハードルを高く設定し適格者がいない、あるいは採用は行われたものの、活動地で何らかの問題があり、隊員の定着が覚束ないなどの理由が想定される。

そのような事態に陥らないよう、地域サポート人ネットワーク全国協議会〔6〕では、公募に向けた各種のチェックリストを設けているが、自治体内部でもさまざまなステークホルダーがそれぞれの意見や解釈を持つのが通常であり、現実においては、このチェックリスト項目を完全に一致させ、共有を図るのは至難の業であろう。

そして、2. 2で見たように、多くの募集ケースで、宿舍は無償提供、週5日勤務、報酬月額が17万円程度となっている。報酬月額の根拠は年間200万円を12ヶ月で分割した金額であるが、1. 1で見たように、2015（平成27）年より年間250万円まで報酬に充てることができるので、この場合は月額で21万円程度となり、実際に報酬月額を20万円としている募集ケースも多い。ただし、この程度の金額差で、他の自治体より「スキルの高い人材」を確保できるかという点、少々疑問符が付くであろう。さらに企業等の場合は、報酬が当初は横並びであっても、その後のスキルアップ等により昇給が期待できるが、地域おこし協力隊制度にはそのような内容はない。

②負担の増加等

採用した隊員のスキルについてあまり期待できない場合には、企業と同様に「ヒトをトレーニングする」という課題がある。隊員の採用を行った場合、これに伴う事務作業も含

⁷ もちろん、活動地自体の人口減により、当該地域からの撤退を余儀なくされる場合も十分想定される。

めて担当職員の負担が増加するが、多自然居住地域を包含する多くの地方自治体は、人員的に余裕がないのが通常である。この状況でトレーニングの負担を付加した場合は、担当職員の負担が顕著に増加することも想定される。そして、担当職員によっては、本人がその資質に欠ける場合も想定される。⁸

同制度を導入してからそれほど時間は経っていない自治体は未だ多くあり、それらの自治体では運用を盤石に行えるところまでノウハウを蓄積できているわけではない。さらに、自治体の担当職員には3年に1度程度の人事ローテーションがあるので、個人の資質により同制度の運用についての向き不向きもあるものと想定される。

4. おわりに

隊員、地方自治体のそれぞれについて想定される課題を考察してみたが、これらは「想定する」と述べたように、あくまで現時点では仮説にとどまる。今後のさらなるヒアリング調査等を通じて、検証をより深めていきたい。

基本的に同制度自体は、地方自治体にとっては「福音」であるには相違なく、それゆえに取組自治体数は現時点まで順調に増加しているのである。隊員数も同様に増加し、「2020（平成32）年までに隊員数を4千人にまで拡充する」という2014（平成26）年時点での政府目標は、すでに2017（平成29）年中に達成できたとの発表もなされている。そして、今後は、5千人程度まで隊員数が増加することを想定しているという。⁹

ここに至り、次なる目標とせねばならないのは、任期終了後の定住・定着状況について、「量及び質の改善」であろう。ただし、その覚悟やスキルのある応募者は、現在のわが国の労働環境下では今後確保が難しくなり、やがて枯渇する危険性があるのではないか。また、定住・定着を本人が望んでいるとしても、3.1で見たように、一番のネックになるのは「職業」である。これについては、「農的な生活（半農半X）」を志向する隊員も少なからず存在することでもあり、彼らによる「エコツーリズム」の実施が有望であると考えられる。エコツーリズムとは、自然環境・歴史・文化など地域固有の資源を生かした観光のことである。多自然居住地域に存在する自然環境や歴史文化（及びそれらをもとにした景観や生活様式）をよく認識し、「商品」として価値を整備し、これを「(スモール)ビジネス」として提供するまでにレベルアップすることで、職業の一助になり得るのではないだろうか。そこで、隊員の任期終了後のこのような取組にもとくに注目していきたい。¹⁰

⁸ このような煩雑な状況を回避するためにも、同時に多人数の隊員を採用し、その一部を指導役に充てるという方式を採っている地方自治体が多い。

⁹ この内容については、http://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02000564.html を参照。

¹⁰ 現在、地域おこし協力隊の任期終了後、ビジネスとしてのエコツーリズム実践事例としては、新潟県粟島浦村などの例がある。

<参考文献>

- [1] 総務省「地域おこし協力隊推進要綱」, 2009年3月.
- [2] 総務省地域力創造グループ「平成22年度地域おこし協力隊の現況調査の結果」, 2010年11月.
- [3] 総務省地域力創造グループ「平成23年度地域おこし協力隊の任期終了に係るアンケート結果」, 2012年4月.
- [4] 総務省地域力創造グループ「平成25年度地域おこし協力隊の定住状況等に係るアンケート結果」, 2014年2月.
- [5] 地域サポート人ネットワーク全国協議会「『地域おこし協力隊』をはじめとした外部人材導入後の運用に関するチェックリスト」, 2014年8月.
- [6] 地域サポート人ネットワーク全国協議会「『地域おこし協力隊』をはじめとした外部人材の公募にむけたチェックリスト」, 2014年8月.
- [7] 総務省地域力創造グループ「平成27年度地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果」, 2015年9月.
- [8] 総務省地域力創造グループ「平成27年度地域おこし協力隊受入体勢・サポート体勢モデル事業調査報告書」, 2016年3月.
- [9] 総務省地域力創造グループ「平成27年度地域おこし協力隊ビジネススタートアップモデル事業調査報告書」, 2016年3月.
- [10] 総務省地域力創造グループ「平成28年度地域おこし協力隊受入体勢・サポート体勢モデル事業調査報告書」, 2017年3月.
- [11] 総務省地域力創造グループ「平成28年地域おこし協力隊ビジネスアワード事業調査報告書」, 2017年3月.
- [12] 総務省地域力創造グループ「平成29年度地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果」, 2017年9月.

<参考 URL>

- [13] 地域おこし協力隊, <https://www.iju-join.jp/chiikiokoshi/>
- [14] コヤジュンジ「地域おこし協力隊に思うこと。」, <https://medium.com/@koyajunji>
- [15] 小田志乃「私が地域おこし協力隊を辞めた理由」, <http://umebosi.jp/2017/03/23/20170331/>